

伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成 28 年 3 月 10 日告示第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、伊賀市総合計画に掲げる「あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり」を目指し、市民一人ひとりの人権が大切にされ、多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、2 人の自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティ(今まで典型的であるとされてきたかたちと違う性のあり方をもつ人をいう。)である 2 人が、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約したことをいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップの関係にある者同士が、互いがパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

(パートナーシップの宣誓の要件)

第 3 条 パートナーシップの宣誓(以下「宣誓」という。)をする 2 人(以下「宣誓者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、宣誓者が同性婚が認められている国又は地域で婚姻しているときは、宣誓者は第 1 号及び第 3 号に該当するものとする。

(1) 双方が成年に達していること。

(2) 双方が独身であること。

(3) 双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

(宣誓の方法)

第 4 条 宣誓は、宣誓者が、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第 1 号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、当該市職員に提出することにより行うものとする。

2 宣誓書には、宣誓者の住民票及び現に婚姻していないことを証明する書類を添付しなければならない。ただし、宣誓者が同性婚が認められている国又は地域で婚姻しているときは、宣誓者が現に婚姻していることを証明する書類をもって現に婚姻していないことを証明する書類に代えることができる。

3 宣誓者は、宣誓する日程等について事前に市と調整するものとする。

4 宣誓書の受領は、市長が指定する場所において行うものとする。

5 宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該宣誓者の立会いのもとで、他の者に代書させることができるものとする。

(受領証等の交付)

第5条 市長は、受領した宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした2人に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 宣誓をした2人が希望したときは、その双方に別に定めるカードタイプのパートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証カード」という。）を交付するものとする。

3 市長は、受領証カードの交付を受けた者が当該受領証カードを紛失若しくは汚損等した場合において、受領証カード再交付申請書（第3号様式）を提出したときは、受領証カードを再交付するものとする。

（パートナーシップの解消）

第6条 宣誓をした2人の一方若しくは双方が市外に転出したとき、又はパートナーシップが解消されたときは、当事者の一方又は双方は、パートナーシップ解消届（様式第4号）にパートナーシップ宣誓書受領証及び受領証カード（受領証カードの交付を受けている場合に限る。）を添付し市長に提出しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年3月11日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年11月19日から施行する。